

震災関連デジタルアーカイブ
構築・運用のためのガイドライン
(概要版)

2013年



MIC

総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

本ガイドライン(概要版)は、震災関連デジタルアーカイブ(以下、「アーカイブ」といいます。)の構築・運用のフローと各ステップでの作業のポイントを取りまとめたものです。

下図の左側が構築・運用のフロー、右側がガイドライン本編の該当する章となります。

構築・運用フロー	対応する章
(ステップ0)計画を立てる	参考3 震災関連アーカイブの運用ポリシー検討項目
<p>(ステップ1) 資料・記録の 調査・収集</p>	<p>第2章 被災資料の応急措置、 修復、保存について</p> <p>第6章 震災関連デジタルアーカイブの権利関係の処理について(権利者からの許諾)</p>
<p>(ステップ2) 資料・記録の デジタルデータ化</p>	<p>第3章 資料・記録の デジタルデータ化について</p> <p>第4章 デジタルデータの 長期保存・利用について</p>
<p>(ステップ3) メタデータ作成</p>	<p>第5章 コンテンツの メタデータ付与について</p> <p>第7章 システムの構築・運用について</p>
<p>(ステップ4) コンテンツ公開・ 保存・利活用</p>	<p>第6章 震災関連デジタル アーカイブの権利関係について(コンテンツの提供条件)</p> <p>NDL東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」 との連携について</p>
<p>(ステップ5) システム の 構築・運用</p>	

※本ガイドラインでは、デジタル形式で作成された資料・記録及びデジタル化した資料・記録をデジタルデータ又はコンテンツと呼びます。

ステップ0 計画を立てる

参考3 震災関連デジタルアーカイブの運用ポリシー検討項目

- ◆ 「どのようなアーカイブを作るか」を話し合います。
- ◆ 目的(何のために)や公開方法(何を、どのように提供するか)などの方針を決めましょう。
- ◆ コンテンツ作成、メタデータ作成、権利処理、デジタルデータ管理、システム等の担当者を決めることも大切です。

ステップ1 資料・記録の調査・収集

第2章 被災資料の応急措置、修復、保存について

第6章 震災関連デジタルアーカイブの権利関係の処理について(権利者からの許諾)

第7章 システムの構築・運用について

参考8 権利関係についての考え方(詳細)

参考11 NDL東日本大震災アーカイブの許諾書

参考12 許諾書例

- ◆ 資料・記録がどこにあるか、どのようにして集めるかを調査します。
- ◆ 資料・記録を収集する際は、持ち主との間で、アーカイブでの提供方法に応じた権利の使用許諾を取り交わします。
- ◆ 集めた資料・記録には、意味のある単位ごとに名前をつけて、必ず目録を作ります。その際、収集した日時、提供者、内容、撮影日・作成日、撮影場所・作成場所等を記録しておく、後々整理しやすくなります。
- ◆ 資料・記録が傷んでいたら、それ以上傷まないように応急措置します。

⇒全てを行う必要はありません！ どうしたらよいか迷った場合は、地域の博物館や専門家等に相談しましょう。

ステップ2 資料・記録のデジタルデータ化

第3章 資料・記録のデジタルデータ化について

第4章 デジタルデータの長期保存・利用について

第7章 システムの構築・運用について

参考4 東日本大震災被災関連情報の収集先

- ◆ 紙や写真の資料・記録は、スキャナやデジタルカメラを用いてデジタルデータ化します。
- ◆ デジタルカメラ、スマートフォン等で撮影した画像、動画は、そのまま保存します。
⇒目録は出来るだけ画像1枚、動画ファイル1つ毎に作成してください。
- ◆ 保存したデジタルデータは必ずバックアップ(複製)を取っておきます。
⇒バックアップデータ、オリジナルとは別の機器(パソコン、サーバ等)又は媒体(DVD、CD-R等)で保管します。
- ◆ デジタルデータの長期保存と再生環境に留意しましょう。
⇒デジタルデータは、数年おきに保存媒体の状態を確認するとともに再生機器上で利用できるか確認しましょう。

ステップ3 メタデータ作成

第5章 コンテンツのメタデータ付与について

第7章 システムの構築・運用について

参考5 NDL東日本大震災アーカイブメタデータスキーマの設計方法

参考6 入力することをおすすめするメタデータ項目の説明

参考7 連携用メタデータスキーマ

- ◆ コンテンツにメタデータを付与します。メタデータは、コンテンツを説明するデータのことです。
- ◆ メタデータには、資料・記録の目録に記載した事項やデータのファイル形式などを含みます。
 - ⇒メタデータを付与することで、キーワード検索、地図検索、時系列検索など、多様な検索が可能となります。
 - ⇒将来、コンテンツの提供者に連絡することが必要になる場合もあるので、コンテンツ提供者の情報(提供者の氏名、連絡先、どのような権利処理をしたか、いつ受領したか等)もメタデータとしてつけておくと便利です。
 - ⇒データの形式やバージョンもメタデータとしてつけておくと、再生機器が破損したり、販売中止になったとき、他の機器を探すうえで便利です。

ステップ4 コンテンツ公開・保存・利活用

第6章 震災関連デジタルアーカイブの権利関係について(コンテンツの提供条件) ・NDL東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」との連携について

- ◆ 利用規約(コンテンツの利用方法、利用条件)をアーカイブに掲載します。
 - ⇒出来るだけ既存のライセンス規約を利用しましょう。
- ◆ アーカイブ、コンテンツの利活用が進むための工夫をしましょう。
 - ⇒例えば、コンテンツを提供しなくなった場合、提供する方法をサイト上の目立つところに紹介すると、コンテンツが集まりやすくなります。
- ◆ NDL東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」に連携させましょう。
 - ⇒APIを提供して、アーカイブとひなぎくを連携させましょう。ひなぎくは多くの機関と連携しているので、あなたの提供しているコンテンツを、より多くの方に紹介される可能性が広がります。

ステップ5 システムの構築・運用

第7章 システムの構築・運用について

- ◆ システムを構築・運用するために必要な機能、機器類、運用体制等を決め、具体的な準備を開始しましょう。